

## 案

### 大阪市契約規則の一部を改正する規則

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
目次	目次
[第1章 略]	[第1章 同左]
第2章 契約の締結	第2章 [同左]
[第1節・第2節 略]	[第1節・第2節 同左]
第3節 契約方式別の <u>手続</u>	第3節 契約方式別の <u>手続き</u>
[第1款・第2款 略]	[第1款・第2款 同左]
第3款 随意契約（第17条～ <u>第17条の4</u> ）	第3款 随意契約（第17条～ <u>第17条の3</u> ）
[第4款 略]	[第4款 同左]
第4節 入札（第19条～ <u>第31条の3</u> ）	第4節 入札（第19条～ <u>第31条の4</u> ）
第5節 契約書及び契約保証金（第32条～ <u>第41条の2</u> ）	第5節 契約書及び契約保証金（第32条～ <u>第41条</u> ）
[第3章 略]	[第3章 同左]
第4章 契約の変更及び解除（第58条～ <u>第63条の2</u> ）	第4章 契約の変更及び解除（第58条～ <u>第63条</u> ）
[第5章 略]	[第5章 同左]
附則	附則
第3条の2 前条第3項に定める契約については、同項及び同条第6項の規定にかかわ	第3条の2 前条第3項に定める契約については、同項及び同条第6項の規定にかかわ

らず、入札に関する事務（第12条から第16条まで、第19条から第22条まで及び第25条から第30条まで（第41条の2第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による事務をいう。以下同じ。）を契約管財局長に委任する。ただし、当該入札において入札者に対し求める技術提案に係る入札参加資格の決定、当該提案に関する審査及び落札者の決定（以下技術提案に係る入札参加資格の決定等という。）については、この限りでない。

[2～4 略]

（入札に関する事務の実施の請求）

第4条の2 局長等は、第3条の2第1項から第3項までの規定により契約管財局長に入札に関する事務の実施を請求する必要があるときは、所定の請求書により請求しなければならない。

2 局長等は、第3条の2第4項の規定により環境局長に入札に関する事務の実施を請求する必要があるときは、所定の請求書により請求しなければならない。

3 前2項の規定による請求については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、前項の規定による請求について準用する場合に限り、同条第2項第1号中「契約管財局」とあるのは「環境局」と、同条第3項中「契約管財局長」とあるのは「環境局長」と読み替えるものとする。

第3節 契約方式別の手続  
(公告)

らず、入札に関する事務（第12条から第16条まで、第19条から第22条まで、第25条から第30条まで及び第31条の2の規定による事務をいう。以下同じ。）を契約管財局長に委任する。ただし、当該入札において入札者に対し求める技術提案に係る入札参加資格の決定、当該提案に関する審査及び落札者の決定（以下技術提案に係る入札参加資格の決定等という。）については、この限りでない。

[2～4 同左]

（入札に関する事務の実施の請求）

第4条の2 局長等は、第3条の2各項の規定により契約管財局長又は環境局長に入札に関する事務の実施を請求する必要があるときは、所定の請求書により請求しなければならない。

[新設]

2 前項の規定による請求については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、同条第2項第1号中「契約管財局」とあるのは「契約管財局又は環境局」と、同条第3項中「契約管財局長」とあるのは「契約管財局長又は環境局長」と読み替えるものとする。

第3節 契約方式別の手続  
(公告)

第12条 政令第167条の6第1項の規定による公告は、入札期日の5日前までに、急を要する場合には3日前までに、次に掲げる事項について、インターネットを利用する方法により行わなければならない。ただし、公告期間については、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事請負の入札で同法により見積期間の定められているものにあつては、この限りでない。

[(1)～(7) 略]

[削る]

第14条 一般競争入札に参加しようとする者は、有資格者名簿が作成されていない場合にあつては、契約管財局長が指定する期限までに次に掲げる書類を提出し、参加の承認を受けなければならない。ただし、既に本市に提出した書類があるときは、その書類により承認を受けることができる。

[(1)～(3) 略]

(通知事項)

第16条 契約管財局長は、前条の規定により指名をした者に対して第12条各号（第2号を除く。）に掲げる事項を通知する。

第3款 [略]

(随意契約における予定価格の決定)

第17条 随意契約によろうとするときは、あ

第12条 政令第167条の6第1項の規定による公告は、入札期日の5日前までに、急を要する場合には3日前までに、次に掲げる事項について、大阪市公告式条例（昭和25年大阪市条例第50号）の例によつて行わなければならない。ただし、公告期間については、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事請負の入札で同法により見積期間の定められているものにあつては、この限りでない。

[(1)～(7) 同左]

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合には、前項の公告をインターネットを利用する方法により行うことができる。

第14条 一般競争入札に参加しようとする者は、有資格者名簿が作成されていない場合にあつては、入札期日の2日前までに次に掲げる書類を提出し、参加の承認を受けなければならない。ただし、既に本市に提出した書類があるときは、その書類により承認を受けることができる。

[(1)～(3) 同左]

(通知事項)

第16条 契約管財局長は、前条の規定により指名をした者に対して第12条第1項各号（第2号を除く。）に掲げる事項を通知する。

第3款 [同左]

[新設]

らかじめ予定価格を定めるものとする。

2 前項の予定価格は、随意契約によろうとする事項の価格の総額について定めるものとする。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価について予定価格を定めることがある。

3 第1項の予定価格は、契約の目的物又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少及び履行期間の長短等を考慮して定めるものとする。

(随意契約によることができる場合の予定価格の額)

第17条の2 政令第167条の2第1項第1号の規定により規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じて当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 4,000,000円
- (2) 財産の買入れ 3,000,000円
- (3) 物件の借入れ 1,500,000円
- (4) 財産の売払い 1,000,000円
- (5) 物件の貸付け 500,000円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 2,000,000円

第17条の3・第17条の4 [略]

(入札における予定価格の決定)

第26条 入札に付する場合の予定価格は、入札に付する事項の価格の総額について定めるものとする。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価について予定価格を定めることがある。

(随意契約によることができる場合の予定価格の額)

第17条 [同左]

- (1) 工事又は製造の請負 2,500,000円
- (2) 財産の買入れ 1,600,000円
- (3) 物件の借入れ 800,000円
- (4) 財産の売払い 500,000円
- (5) 物件の貸付け 300,000円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 1,000,000円

第17条の2・第17条の3 [同左]

(予定価格の決定)

第26条 予定価格は、入札に付する事項の価格の総額について定めるものとする。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価について予定価格を定めることがある。

2 前項の予定価格は、契約の目的物又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少及び履行期間の長短等を考慮して定めるものとする。

(電子入札)

第31条の2 前節及びこの節の規定にかかわらず、入札(売払契約及び不動産の貸付契約に係る一般競争入札に限る。)の手続については、次項に定めるところにより、電子入札システム(本市が行う入札に関する事務(売払契約及び不動産の貸付契約に係る一般競争入札に係る事務に限る。))を電子情報処理組織(本市の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と入札に参加しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)により処理する情報処理システムをいう。以下同じ。)により行うことができる。

2 電子入札システムにより行われる入札の手続については、第12条、第14条、第19条(第2項第3号及び第3項を除く。)、第20条、第21条、第25条(第1項後段及び第3項を除く。)、第26条、第27条、第28条(第1項第6号及び第8号を除く。)、第29条、第30条及び次条の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[表 別紙2 挿入]

2 予定価格は、契約の目的物又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少及び履行期間の長短等を考慮して定めるものとする。

(電子入札)

第31条の2 前節及びこの節の規定にかかわらず、入札の手続については、次項に定めるところにより、電子入札システム(本市が行う入札に関する事務)を電子情報処理組織(本市の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と入札に参加しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)により処理する情報処理システムをいう。以下同じ。)により行うことができる。

2 電子入札システムにより行われる入札の手続については、前節第1款及び第2款、第19条から第22条まで、第25条(第1項後段を除く。)、第26条、第27条、第28条(第1項第8号を除く。)、第29条、第30条並びに第31条の4の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[表 別紙1 挿入]

(電子情報処理組織を使用した売払契約に係

[削る]

(入札結果の通知)

第31条の3 [略]

(契約保証金の納付等)

第37条 本市と契約を締結しようとする者は、契約保証金を納付しなければならない

る入札)

第31条の3 前節及びこの節の規定にかかわ

らず、売払契約に係る一般競争入札は、次項及び第3項に定めるところにより、当該一般競争入札に係る入札をしようとする者に、電子情報処理組織を使用して本市と契約を締結した事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法で入札をさせることにより行うことができる。

2 前項に規定する方法により行われる入札の手續については、前節第1款、第19条(第2項第2号及び第3号(単価契約及び長期継続契約に係る部分に限る。))並びに第3項を除く。)、第20条から第22条まで、第25条(第1項及び第2項ただし書を除く。)、第26条、第27条第2項、第28条(第1項第4号及び第8号を除く。))及び第29条の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[表 別紙3 挿入]

3 第1項に規定する方法により行われる入札をしようとする者は、第14条第1号に定める事項を誓約し、及び必要事項を入力して入札しなければならない。

(入札結果の通知)

第31条の4 [同左]

(契約保証金の納付等)

第37条 [同左]

い。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、契約管財局長は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

(1) 本市と契約を締結しようとする者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証書が提出されたとき（当該保険会社が定める電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であつて当該保険証書の提出に代わるものとして市長が認める措置が講じられたときを含む。）

[(2)～(5) 略]

[2～5 略]

（調達・契約システムによる契約の締結）

第41条の2 この章の規定にかかわらず、契約の締結の手続（第31条の2第1項に規定する入札の手続を除く。以下同じ。）については、次項に定めるところにより、調達・契約システム（本市が行う契約の締結の手続に関する事務を電子情報処理組織（本市の使用に係る電子計算機と入札若しくは随意契約に参加しようとする者、契約を締結しようとする者又は契約者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）により処理する情報処理システムをいう。以下同じ。）により行うことができる。

2 調達・契約システムにより行われる契約の締結の手続については、第4条、第4条の2（第2項及び第3項後段を除く。）、第5条、第6条、第8条、第11条から第13

(1) 本市と契約を締結しようとする者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証書が提出されたとき

[(2)～(5) 同左]

[2～5 同左]

[新設]

条まで、第15条から第17条の4まで、第19条（第2項各号列記以外の部分に限る。）、第20条から第22条まで、第25条（第1項後段を除く。）、第26条、第27条、第28条（第1項第8号を除く。）、第29条、第30条、第31条の3から第33条まで、第34条（第1項第2号及び第3号を除く。）、第35条、第36条、第37条（第1項第4号、第2項ただし書及び第4項を除く。）並びに第38条から前条までの規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[表 別紙4 挿入]

### 第3章 [略]

(不当な取引制限等に係る損害賠償)

第56条の2 請負契約又は買入れ、借入れその他の契約（売払、貸付及び不動産に関する権利の設定又は移転契約を除く。）の契約者（以下請負等の契約者という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、本市に対し、損害賠償金として、当該契約の契約金額（単価契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、契約期間内に支払うことが見込まれる総額。以下この条において同じ。）の100分の20に相当する額を納付しなければならない。当該契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときも、同様とする。

[(1) 略]

### 第3章 [同左]

(不当な取引制限等に係る損害賠償)

第56条の2 請負契約又は買入れ、借入れその他の契約（売払、貸付及び不動産に関する権利の設定又は移転契約を除く。）の契約者（以下請負等の契約者という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、本市に対し、損害賠償金として、当該契約の契約金額（単価契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、契約期間内に支払うことが見込まれる総額。以下本条において同じ。）の100分の20に相当する額を納付しなければならない。当該契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときも、同様とする。

[(1) 同左]

(2) 当該契約について、確定した排除措置命令等（請負等の契約者以外の者に対するものに限る。）において、請負等の契約者に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされたとき

[(3)・(4) 略]

[2～4 略]

(契約の変更に係る書類の提出等)

第60条の2 前3条の規定により契約の変更を行う場合においては、契約者は、変更契約書に記名押印の上、契約管財局長が定める書類を添えてこれを提出しなければならない。ただし、第34条第1項の規定により契約書の作成を省略した場合にあつては、契約者が記名押印した見積書、請書その他の文書をもつて変更契約書に代用するものとする。

[2・3 略]

(調達・契約システムによる契約変更等)

第63条の2 この章の規定にかかわらず、契約変更等の手続については、次項に定めるところにより、調達・契約システムにより行うことができる。

2 調達・契約システムにより行われる契約変更等の手続については、第58条から前条までの規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[表 別紙5 挿入]

第5章 [略]

(2) 当該契約について、確定した排除措置命令等（請負等の契約者以外の者に対するものに限る。）において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされたとき

[(3)・(4) 同左]

[2～4 同左]

(契約の変更に係る書類の提出等)

第60条の2 前3条の規定により契約の変更を行う場合においては、契約者は、変更契約書に記名押印の上、これを提出しなければならない。ただし、第34条第1項の規定により契約書の作成を省略した場合にあつては、契約者が記名押印した見積書、請書その他の文書をもつて変更契約書に代用するものとする。

[2・3 同左]

[新設]

第5章 [同左]

<p>(局長又は区長が権限を有する契約)</p> <p>第66条 局長（財政局税務総長及び中央卸売市場長を含む。以下この条において同じ。）又は区長が権限を有する契約については、第4条、第4条の2、<u>第31条の3</u>、第36条、第51条第3項、第63条及び第64条の規定を除くほか、契約管財局長に関する規定は、局長又は区長に関する規定として当該局長又は区長に適用があるものとする。ただし、第3条の2第1項から第3項までの規定により契約管財局長に委任された入札に関する事務については、この限りでない。</p> <p>[2 略]</p>	<p>(局長又は区長が権限を有する契約)</p> <p>第66条 局長（財政局税務総長及び中央卸売市場長を含む。以下この条において同じ。）又は区長が権限を有する契約については、第4条、第4条の2、<u>第31条の4</u>、第36条、第51条第3項、第63条及び第64条の規定を除くほか、契約管財局長に関する規定は、局長又は区長に関する規定として当該局長又は区長に適用があるものとする。ただし、第3条の2第1項から第3項までの規定により契約管財局長に委任された入札に関する事務については、この限りでない。</p> <p>[2 同左]</p>
<p>備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

- 1 この規則は、令和8年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大阪市契約規則の規定は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあつてはこの規則の施行の日以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札の方法により締結する契約にあつては同日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて、随意契約にあつては同日以後に発注するものについて、それぞれ適用し、同日前に入札に参加しようとする者を募集し、入札に参加させようとする者を指名し、又は発注した契約については、なお従前の例による。